

上場手数料等に関する規則

(平成14. 4. 1実施)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、有価証券上場規程施行規則第708条の規定に基づき、新規上場申請者及び上場有価証券の発行者の上場手数料及び年間上場料について、必要な事項を定める。

第2章 株 券

(上場手数料)

第2条 株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	支 払 期 日	徴収標準(定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	[定 額] 100万円 [定 率] 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額とする。ただし、1,900万円を上限とする。 (1) 上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の万分の2 (2) 上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の万分の1
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の 万分の5.2 (他の種類の株式への転換(株式については会社が発行する株式を取得すると引換えに他の種類の株式を交付することを、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得すると引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。)が行われる株式の転換により新たに上場する株券、新株予約権の権利行使により新たに上場する株券及び取得条項付新株予約権の取得に伴い新たに上場する株券については万分の1)

2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 新規上場申請者の上場申請した株券の上場をする場合において、新規上場申請者の上場申請した株券が、当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場される場合には、前項の規定により算出した金額に2分の1を乗じて得た金額を上場手数料とする。
- (2) 上場会社が新たに発行する株券の上場をする場合において、当該上場会社(当取引所のみを上場している株券の発行者を除く。)の事業の主体(本店、工場及び取引先の所在地などを勘案して決定する。)が

名古屋周辺（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県、富山県、石川県、福井県及び滋賀県をいう。）以外にあるものについては、前項の規定により算出した金額に2分の1を乗じて得た金額を上場手数料とする。

(3) 上場廃止された株券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合（上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。）又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については、これを免除することができる。

(3)の2 上場会社の公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る上場手数料の上限は6,000万円とする。

(4) 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定めるところによる。

a 上場に際して自己株式として取得される場合

上場に際して取得した自己株式の処分（会社法第199条第1項に規定する募集によるものに限る。）を行う場合においては、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用して算出した金額に4分の1を乗じて得た金額を上場手数料とする。この場合における支払期日は、当該自己株式の処分に係る払込期日又は払込期間の最終日の属する月の翌月末日までとする。

b 前a以外の場合

「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用して算出した金額に4分の1を乗じて得た金額を上場手数料とする。

(5) 上場会社の合併、会社分割、株式交換又は株式交付に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。ただし、当該上場手数料の上限は1,000万円とする。

(5)の2 株式を対価とする公開買付けに際して発行する新株式に係る上場手数料は、当該公開買付けの決済の開始日の当取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。）を1株当たりの発行価格とみなして計算する。

(6) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、当該株式の発行価格に基づく1株当たりの発行価格（当該株式が会社法第199条第1項に規定する募集によらずに発行されたものである場合には、これに相当する額）を1株当たりの発行価格とみなして計算することとし、新株予約権の権利行使により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、各新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額と新株予約権の行使に係る払込金額に行使される株式数を乗じて得た金額の合計額の1株当たりの金額に相当する額（当該新株予約権が会社法第238条第1項に規定する募集によらずに発行されたものである場合には、これに相当する額）を1株当たりの発行価格とみなして計算することとし、取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、各新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合は、当該金額と取得される新株予約権に係る社債の金額の合計額）の1株当たりの金額に相当する額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。

(7) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券、新株予約権の権

上場手数料等に関する規則

利行使により上場会社が新たに発行した株券又は取得条項付新株予約権の取得に伴い上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に支払うものとする。ただし、当該株券が外国株券である場合の上場手数料は、事業年度の初日から当該事業年度の末日までの間に上場されたものについて、当該事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月の末日（この日に支払うことが困難であると認められるときには当取引所がその都度定める日）に支払うものとする。

- (8) 有価証券上場規程第605条の規定による場合の上場廃止の日又は同規程第601条若しくは第602条の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する支払期日に支払う上場手数料については、これを免除することができる。ただし、第3号の規定に該当し、上場手数料を免除することとした会社の上場廃止の日前に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。

(平成14.4.1、15.4.1、15.5.8、16.4.1、17.6.20、18.1.1、18.5.1、19.9.30、21.1.5、21.12.24、23.5.25、23.8.1、23.10.1、30.3.31、31.1.30、令和3.3.1、4.4.4、5.10.30変更)

(年間上場料)

第3条 内国株券の年間上場料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	支 払 期 日	徴 収 標 準	
上 場 銘 柄	2 月 末 日 8 月 末 日	上場株式数のうち	
		(1) 1万単位以下の株式数につき	15万円
		(2) 1万単位を超え4万単位以下の株式数につき 2,000単位以下を増すごとに	1万2千円
		(3) 4万単位を超え12万単位以下の株式数につき 4,000単位以下を増すごとに	1万2千円
		(4) 12万単位を超え20万単位以下の株式数につき 1万単位以下を増すごとに	1万2千円
		(5) 20万単位を超え100万単位以下の株式数につき 10万単位以下を増すごとに	1万2千円
		(6) 100万単位を超え200万単位以下の株式数につき 20万単位以下を増すごとに	1万2千円
(7) 200万単位を超える株式数につき 40万単位以下を増すごとに	1万2千円		

2 外国株券の年間上場料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	支払期日	徴収標準
上場銘柄	当該外国株券の発行者の事業年度の末日の属する月の翌月から起算して4か月目	上場株式数のうち (1) 当取引所の市場における売買単位の1万倍の数量に相当する数以下の株式数につき 15万円 (2) 当取引所の市場における売買単位の1万倍に相当する数を

上場手数料等に関する規則

の月の末日及び10か 月目の月の末日（これ らの日を支払期日と することが困難であ ると認められるとき は当取引所がその都 度定める日）	超え4万倍に相当する数以下の株式数につき 当取引所の市場における売買単位の2,000倍に相当する数 以下を増すごとに 1万2千円
	(3) 当取引所の市場における売買単位の4万倍に相当する数を 超え12万倍に相当する数以下の株式数につき 当取引所の市場における売買単位の4,000倍に相当する数 以下を増すごとに 1万2千円
	(4) 当取引所の市場における売買単位の12万倍に相当する数を 超え20万倍に相当する数以下の株式数につき 当取引所の市場における売買単位の1万倍に相当する数以 下を増すごとに 1万2千円
	(5) 当取引所の市場における売買単位の20万倍に相当する数を 超え100万倍に相当する数以下の株式数につき 当取引所の市場における売買単位の10万倍に相当する数以 下を増すごとに 1万2千円
	(6) 当取引所の市場における売買単位の100万倍に相当する数 を超え200万倍に相当する数以下の株式数につき 当取引所の市場における売買単位の20万倍に相当する数以 下を増すごとに 1万2千円
	(7) 当取引所の市場における売買単位の200万倍に相当する数 を超える株式数につき 当取引所の市場における売買単位の40万倍に相当する数以 下を増すごとに 1万2千円

3 株券の年間上場料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 年間上場料の計算は、前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。ただし、外国株券の場合には、直前事業年度の末日現在における上場株式数を基準とする。
- (2) 新規上場申請者に係る年間上場料の計算は、前号の規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券の上場日における上場株式数を基準とする。
- (3) 年間上場料は、年2回に分けて、前2項に定める支払期日におのおの半額を支払うものとする。
- (4) 新規上場申請者に係る年間上場料は、前号の規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券が、1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、当該外国会社の株券が、事業年度の前半6か月の間に上場されたときにはその半額を、後半6か月の間に上場されたときにはその全額を免除する。
- (5) 有価証券上場規程第605条の規定による場合の上場廃止の日又は同規程第601条若しくは第602条の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する支払期日に支払う年間上場料については、これを免除することができる。ただし、第2条第2項第3号に該当し、上場手数料を免除することとした会社の年間上場料は、免除しないものとする。
- (6) 上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内かつ翌年（外国株券にあつては翌事業年度）に再上場される場合（上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。）の年間上場料については、第4号の規定を適用しないものとし、他の上場会社の株券として追加上

場されるとみなされる場合の年間上場料については、当該株券が前年の12月末日（外国株券にあつては直前事業年度の末日）に追加上場されていたものとみなして計算した額を支払うものとする。

（平成31.1.30、令和4.4.4変更）

- 4 前3項に定めるところによるほか、当取引所のみを上場している株券の発行者並びに当取引所及び株式会社東京証券取引所以外の金融商品取引所を上場している株券の発行者は、TDnet利用料として、年額9万6千円を支払うものとする。

（平成25.9.13変更）

- 5 TDnet利用料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) TDnet利用料の計算は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) TDnet利用料は、年2回に分けて、8月末日と翌年2月末日までにおのおの半額を納入するものとする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当したときは、月割りで按分するものとし、対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。
 - a 新規上場申請者に係るTDnet利用料は、新規上場した日を含む月の翌月からその対象とする。
 - b 上場廃止が決定した上場会社に係るTDnet利用料は、上場廃止が決定した日を含む月以降その対象から除外する。
 - c 株式会社東京証券取引所に重複上場することとなった上場会社に係るTDnet利用料は、重複上場する日を含む月までその対象とする。
 - d 株式会社東京証券取引所に重複上場する上場会社が当取引所のみを上場することとなった上場会社に係るTDnet利用料は、当取引所のみを上場することとなった日を含む月からその対象とする。

（平成15.4.1、16.4.1、17.6.20、18.5.1、19.9.30、25.9.13、30.3.31、令和5.10.30変更）

第3章 新株予約権証券

（上場手数料）

第4条 新株予約権証券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	支 払 期 日	徴 収 標 準
上場会社が発行する新株予約権証券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額が (1) 50億円以下の場合 8万5千円（外国会社が発行する新株予約権証券である場合には、8千5百円） (2) 50億円を超える場合 17万円（外国会社が発行する新株予約権証券である場合には、8千5百円） ただし、第2条第1項「上場会社が新たに発行する株券の上場」の場合の上場手数料の計算により得た金額の半額を限度とする。

（平成15.5.8、18.5.1変更）

第4章 雑 則

(計算上の取扱い)

第5条 この規則において計算上生じた100円未満の金額(次項の規定により加算する消費税額及び地方消費税額を除く。)は切り捨てることとする。

(平成17.6.20変更)

2 上場手数料及び年間上場料は、消費税額及び地方消費税額を加算(新規上場申請者又は上場有価証券の発行者が外国会社である場合を除く。)して支払うものとする。

(平成17.6.20追加)

3 この規則に規定する料金の支払いは、本邦通貨によるものとする。

(令和4.4.4追加)

4 当取引所は、新規上場申請者又は上場会社がこの規則に規定する料金を支払期日までに支払わない場合には、当該新規上場申請者又は上場会社に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとする。

(令和4.4.4追加)

平成14年4月1日制定付則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

第2条 削 除 (平成15.5.8、17.6.20、18.5.1、19.9.30、23.8.1変更)

(年間上場料に係る経過措置)

第3条 この規則第3条第1項並びに同条第3項第1号及び第2号の規定にかかわらず、内国株券の年間上場料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1) 平成17年12月31日において当取引所に株券が上場されている上場会社

平成18年2月末日に支払った年間上場料の2倍の額

(2) 平成18年1月1日以後に当取引所に株券が新規上場された上場会社

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数(以下「投資単位調整後上場株式数」という。)のうち

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| a | 1万単位以下の株式数につき | 15万円 |
| b | 1万単位を超え4万単位以下の株式数につき | |
| | 2,000単位以下を増すごとに | 1万2千円 |
| c | 4万単位を超え12万単位以下の株式数につき | |
| | 4,000単位以下を増すごとに | 1万2千円 |

- d 12万単位を超え20万単位以下の株式数につき
1万単位以下を増すごとに 1万2千円
- e 20万単位を超え100万単位以下の株式数につき
10万単位以下を増すごとに 1万2千円
- f 100万単位を超え200万単位以下の株式数につき
20万単位以下を増すごとに 1万2千円
- g 200万単位を超える株式数につき
40万単位以下を増すごとに 1万2千円

$$\text{「投資単位調整後上場株式数」} = \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50\text{万円}}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の当取引所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の当取引所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の当取引所の最終価格を用いて計算する。

(平成14.4.1、16.4.1、17.6.20、18.5.1、23.8.1変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年1月1日から施行し、同日以後に到来する日を支払期日とする上場手数料から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、改正後の第3条第4項及び第5項の規定は、同日以後に到来する日を支払期日とする年間上場料から適用する。
- 3 この改正規定施行の日前に発行された株券、新株予約権又は新株予約権付社債の発行に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書に係る新規上場料については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年12月24日から施行し、平成21年4月1日以後に行われた公募及び第三者割当等の際に発行した新株式に係る上場手数料から適用する。

付 則

この改正規定は、平成23年5月25日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成25年9月13日

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成31年1月30日から施行し、同日以後に納入期が到来する合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料から適用する。

付 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和5年10月30日から施行する。

(変更)

[平成14.4.1、15.4.1、15.5.8、16.4.1、17.6.20、18.1.1、18.5.1、19.9.30、21.1.5、21.12.24、23.5.25、23.8.1、23.10.1、25.9.13、30.3.31、31.1.30、令和3.3.1、4.4.4、5.10.30]